

一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律(平成22年法律第53号)の概要

総務省

- 8月10日、一般職の国家公務員の給与に関し、人事院が国会及び内閣に対し勧告
- 人事院勧告(平均年収▲1.5%)とおりの法案を国会に提出

法律概要

1 月例給

- ① 中高年齢層(40歳台以上)が受ける俸給月額を平均▲0.1%引下げ(医療職(一)俸給表を除く。)
指定職俸給表については▲0.2%引下げ
- ② 当分の間、55歳を超える職員(行政職俸給表(一)6級相当以上の職員に限る。)について、俸給月額の支給額を一定率で減額(▲1.5%)
※ 医療職(一)(人材確保のため)、指定職(一官一給与のため)等についてはこの措置は行わない。

※ 本年4月から改正法施行までの較差相当分は、本年12月期の期末手当で調整

2 ボーナス

一般職員等	現行	年間4.15月分	→	3.95月分(▲0.20月分)
指定職職員	現行	年間3.10月分	→	2.95月分(▲0.15月分)

3 その他

43歳未満の職員については、給与構造改革期間中(平成18~22年度)に抑制されてきた昇給分を、平成23年4月に1号俸の回復措置

4 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日(一部については平成23年4月1日施行)